

(総則)

第1条 乙は、別紙の仕様書、図面等（以下「仕様書等」という。）に基づき、表記の物件（以下「物件」という。）を、表記の契約金額をもって、表記の契約期間に、表記の場所において甲に賃貸しなければならない。

2 この契約における契約期間とは、契約締結日の翌日から賃借期間の末日までの間をいう。

(監督)

第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員を立ち会わせ、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(納入)

第3条 乙は、物件を契約書、仕様書等で指定された日時までに指定された場所（以下「借入場所」という。）へ乙の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から甲の使用に供しなければならない。

2 乙は、物件を納入するときは、納品を確認するために甲が定める項目を記載した書類（以下「確認書等」という。）を提出しなければならない。

3 物件を納入するときに必要な作業、事務等は、乙の負担で行うものとする。

(検査)

第4条 甲は、乙から前条第2項の規定により確認書等の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとし、当該検査に合格したときをもって、乙から物件の引渡しを受けたものとする。

2 乙は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し出ることができない。

4 第1項の検査に直接必要な費用及び検査のため変質変形し、又は消耗毀損した物件に係る損失は、全て乙の負担とする。

(引換え又は手直し)

第5条 乙は、納入した物件の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合においては、前2条の規定を準用する。

(遅延違約金)

第6条 甲は、指定された日時までに物件を納入することができない場合において、指定された日時の後相当の期間内に物件を納入する見込みがあると認めたときは、指定された日時を延長することができる。

2 甲は、前項に規定する指定された日時の延長に当たり、指定された日時までに物件の納入を完了することができないことについて乙の責めに帰すべき事由があると認めたときは、遅延違約金を徴収するものとする。

3 前項の遅延違約金の額は、指定された日時の翌日から物件の納入が完了した日までの日数に応じ、契約金額（単価契約にあっては単価に履行すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下この条において同じ。）に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率と同率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（その額が100円未満であるときは、遅延違約金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を、遅延違約金の算定に当たり、契約金額から控除する。

4 第5条の規定により引換え又は手直しの期日を指定した場合において、当該手直しが指定された日時の後に完了したときは、乙は、指定された日時の翌日から引換え又は手直しが完了した日までの日数に応じ、前項の規定により計算した額の遅延違約金を納付するものとする。

5 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

6 第2項の遅延違約金は、第29条の規定による違約金又は第33条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、この物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、賃借期間中、修補若しくは代替物の引渡し等による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、この限りでない。

(一般的損害)

第8条 この契約の履行に関して、契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたときは、この限りでない。

(使用開始日の延期)

第9条 乙は、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、速やかにその理由を届け出なければならない。

2 乙は、前項の届出をしたときは、甲に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、その理由が

乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、相当と認める日数の延期を認めることができる。

(契約内容の変更等)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物件の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定による契約内容の変更等により契約金額を変更するときは、甲乙協議の上定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第11条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事態に基づく経済事情の著しい変動により、契約内容が著しく不当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約代金の支払)

第12条 乙は、物件を甲が使用した月の経過後、当該月分の代金を甲に請求することができる。ただし、甲が仕様書等において請求時期を別に定めたときは、この限りでない。

2 前項の代金は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、物件の使用が1月に満たないとき又は前2条の規定により使用開始日が延期されたこと等（甲の責めに帰すべき理由によるものを除く。）により、当該月における物件の使用が1月に満たなくなったときは、当該月の使用日数に応じた日割計算によるものとする。

3 乙は、甲の定める手続に従って書面により代金を請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

5 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（その額が100円未満であるときは、遅延利息金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。）を遅延利息金として支払うものとする。

(所有権の表示)

第13条 乙は、物件に所有権の表示をするものとする。

(公租公課)

第14条 物件に係る公租公課は、乙が負担する。

(転貸の禁止)

第15条 甲は、物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の承諾があるときは、この限りでない。

(物件の管理責任等)

第16条 甲は、物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、物件を本来の使用方法によって使用するものとする。

3 物件に故障又は事故が生じたときは、甲は、速やかに乙に通知しなければならない。

(物件の現状変更)

第17条 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙の承諾を得るものとする。

(1) 物件に装置、部品、附属品等を付着し、又は物件からそれらを取り外すとき。

(2) 物件を他の物件に付着するとき。

(3) 物件に付着した表示を取り外すとき。

(4) 物件の借入場所を他へ移動するとき。

(物件の保守等)

第18条 乙は、物件の機能を維持するために必要な保守を乙の負担で行う。

2 物件の維持、保守等に係る契約を別に締結するときは、当該契約書に定めるところによる。

3 乙は、甲から第16条第3項の規定による通知を受けた場合は、乙の負担で直ちに修理しなければならない。ただし、故障の原因が甲の故意又は重大な過失によるときは、この限りでない。

(代替品の提供)

第19条 乙は、物件が使用不可能となり、回復が困難であるときは、甲の業務に支障がないよう、当該物件と同等の物件を乙の負担で甲に提供するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により使用不可能となったときは、この限りでない。

2 前項の規定により、乙が代替品を提供するときは、第3条から第5条までの規定を準用する。

(物件の返還等)

第20条 甲は、この契約が終了したときは、物件における経年の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、乙が認めたときは、現状により返還できるものとする。

2 甲は、物件に投じた有益費又は必要費があっても乙に請求しないものとする。

3 乙は、この契約が終了したときは、速やかに物件を撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

4 甲は、前項の撤去に際して必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を甲の職員に監督させることができる。

5 甲は、乙が正当な理由なく、相当期間内に物件を撤去せず、又は借入場所の原状の回復を行わないときは、乙に代わって物件を処分し、又は借入場所の原状回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、かつ、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(使用不能による契約の終了)

第21条 物件が、契約期間中に天災事変その他の不可抗力によって、滅失し、又は毀損して使用不能となった場合において、第19条の規定による代替品の提供が不可能であるときは、この契約は終了したものとみなす。

(協議解除)

第22条 甲は、次条又は第24条の規定によるほか、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定める。

(甲の催告による解除権)

第23条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 乙が使用開始日までに物件を納入しないとき又は納入する見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がなく、第5条の引換え又は手直し若しくは第7条の履行の追完がなされないとき。
- (3) 乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない解除権)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が甲の検査の実施に当たり、正当な理由がなく甲の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき理由により、物件が滅失し、又は毀損して使用不能となったとき。
- (5) 乙が第26条又は第27条の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。
- (6) この契約に関して、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (7) この契約に関して、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定に定める刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第26条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第27条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が変更前の2分の1以下に減少することとなるとき。
- (2) 第10条の規定により甲が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (3) 甲の責めに帰すべき理由により、物件が滅失し、又は毀損して使用不能となったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第28条 第26条又は前条各号に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第29条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、次項に該当する場合を除き、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第23条又は第24条の規定により契約を解除した場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、履行の一部が第4条第1項又は第5条の検査に合格したときは、第1項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

5 甲は、乙が第24条第3号に該当すること又は相当の理由によって契約の解除を申し出たときは、前4項の規定を適用しないことができる。

6 第1項の違約金は、第33条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(乙の損害賠償請求等)

第30条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第26条又は第27条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(長期継続契約の特例)

第31条 甲は、この契約が文京区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年12月文京区条例第58号）第1条に規定する長期継続契約に該当する場合において、2年度目以降における甲の歳入歳出予算について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定める。

(解除に伴う措置)

第32条 第22条から第24条まで、第26条、第27条又は前条の規定により契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に対する契約金額相当額を乙に支払わなければならない。

2 第22条から第24条まで、第26条、第27条又は前条の規定による契約の解除に伴う物件の返還については、第20条の規定を準用する。

(損害賠償の予定)

第33条 乙は、この契約に関して、第24条第6号又は第7号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を支払わなければならないものとし、この契約を履行した後も同様とする。ただし、同号に該当する場合において、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲が超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(権利の譲渡等)

第34条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(相殺)

第35条 甲は、この契約から乙に対する金銭債権が生じたときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足が生じたときは、更に追徴する。

(消費税等)

第36条 税法の改正により消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変動した場合における消費税等の

計算は、変動後の税率の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）以後は、変動後の税率による。ただし、適用開始日前又は税法に定める経過措置に該当する場合は、変動前の税率による。

（契約書を電磁的記録により作成する場合における契約の効力）

第37条 契約書を電磁的記録により作成する場合において、この契約は、甲及び乙が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）の措置を行った日にかかわらず、当該契約書の契約確定年月日の欄に記載する日に確定したものとみなし、当該日から効力を有するものとする。

（疑義の決定等）

第38条 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項に定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

個人情報の保護に関する特記事項

（個人情報等の保護）

第1条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、個人情報等の保護に関する法令を遵守し、又はその趣旨を尊重して、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

（定義）

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務の従業者又は従業者であった者についても、前項の規定による義務を遵守させなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（作業場所の報告）

第5条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の作業場所を甲に報告しなければならない。

（規定の整備）

第6条 乙は、個人情報等を適切に取り扱うため、安全管理に関する規定等を整備しなければならない。

（管理責任者等の報告）

第7条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等の取扱いに係る管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び作業従事者を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の管理責任者及び作業従事者を甲に報告しなければならない。

3 乙は、管理責任者及び作業従事者を変更しようとするときは、事前に甲に申し出、承諾を得なければならない。

4 管理責任者は、個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るとともに、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、管理責任者の指示に従い、仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。

（教育の実施）

第8条 乙は、作業従事者に対して適切な個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する教育を実施し、必要な知識を習得させるものとし、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。

（再委託）

第9条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等の処理を自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、再委託することが必要なときは、当該委託先の名称、委託内容、委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等について事前に書面等により甲に申請し、承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託先に本契約の内容を遵守させるとともに、甲に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(持出しの禁止)

第10条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等を作業場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第11条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

(授受及び保管)

第12条 乙は、個人情報等の授受、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故を防止しなければならない。

(個人情報等の返還及び廃棄)

第13条 乙は、この契約が終了したときは、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等について、甲の指定した方法により返還し、又は廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務において利用する個人情報等を廃棄するときは、廃棄日時、廃棄方法、廃棄場所等を記載した書面等により甲に報告しなければならない。

(立入調査)

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙がこの契約による業務の処理に関して取り扱う個人情報等の管理状況等について、立入調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じなければならない。

(報告義務)

第15条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により個人情報等の管理状況、履行状況等について甲に報告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故があった場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

3 前項の報告義務は、この契約が終了した後も同様とする。

(公表、損害賠償及び契約解除)

第16条 甲は、乙が第1条から前条までの規定に違反した場合は、その事実を公表することができる。

2 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条から前条までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の責めに帰すべき理由による個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

3 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。

契約における暴力団等排除措置に関する特記事項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である文京区をいう。
- (2) 乙 文京区との契約の相手方をいう。乙が特定建設共同企業体、事業協同組合等であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう（この特約においては、暴力団員には暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）。
- (6) 不当介入 不正な利益を得る目的で暴力団関係者が行う行為で、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求、妨害その他契約内容の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。
- (7) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記し、又は届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者並びに直接雇用契約を締結している正社員をいう。

(乙が暴力団関係者であった場合の甲の解除権)

第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 法人の役員又は使用人が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員又は使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

- (3) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員又は使用人が下請契約、資材及び原材料の購入契約等に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約したと認められるとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。

(暴力団等を排除するための連携)

第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に不当介入しようとする暴力団及び暴力団関係者を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当介入を受けた場合の措置)

第5条 乙は、この契約の履行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、き然として拒否し、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 下請負人又は再受託者がある場合において、当該下請負人又は再受託者が暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けたときは、き然として拒否し、乙に速やかに報告するとともに、警察に届け出るよう当該下請負人又は再受託者を指導すること。